

# ひろしまけん 交通指導員だより

2018.11  
第40号

発行：  
広島県環境県民局  
県民活動課  
(交通安全対策室)

平成30年広島県交通安全  
年間スローガン  
「危ないよ  
スマホじゃなくて  
周り見て」

## 福山市の自転車利用者対策事業街頭キャンペーン取材しました

福山市では、自転車の交通事故防止と盗難防止を目的とした街頭キャンペーンを、市内5か所で行う予定です。10月19日(金)、福山葦陽高校校門付近での活動には、市の交通指導員をはじめ、市職員、地元警察署員あわせて10名ほどが参加しました。ちょうど生徒の下校時に、「安全運転」等を声掛けしながら啓発グッズを配布しました。

生徒の大半が自転車で下校していましたが、福山葦陽高校は、高台にある住宅団地のなかにあり、団地の内外は、狭い道ながら自動車も多く、自転車で通学するにはなかなか大変な環境にあるように思えました。近年は、自転車に乗る人の「加害者」の側面が大きくとり上げられています。福山市生活安全推進課の清水さんは、「見えていないように見えていないところが『ながらスマホ』の危険なところで、たとえ自転車であっても、事故を起こしたら損害賠償の責任を免れることはできないことを、今一度心に留めてほしい。」と話されていました。

参加者の一人、福山市交通指導員の井上俊子さんも、自転車のマナーで一番問題なのは、やはり「イヤホンを付けたままの運転、ながらスマホでの運転」を挙げられ、「交通量の多いこの地域では大変危険なこと」と話されていました。どうすればよいのか。「地域で見守る」とことしながらも、「まずは親御さんが教育してほしい。また、学校も通学時の生徒の現状をみてほしい。」とのことでした。なお、井上さんはこのような活動に携わって37年とのこと、子供たちはあいさつをよくしてくれ、体が続く限りは関わっていきたい。」と話され、ここでも、交通安全運動がこのように熱心な交通指導員の方々に支えられていることを実感して、取材を終えました。

福山葦陽高校の駐車場



井上さん



撮影の様子☆



「日を定めて実施する運動日」のポスターを作成しました。

「運動日」を意識して、毎月繰り返し交通安全意識の高揚を図るための取組を実践しましょう！

毎月1日は「自転車安全利用の日」

毎月10日は「高齢者の交通安全の日」

毎月20日は「飲酒運転根絶の日」

「日を定めて実施する運動日」の取組を行っています。



# 年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

## ■実施期間

12月1日（土）～10日（月）

## ■運動の重点

### 高齢者の交通事故防止

- ・夕暮れ時や夜間外出する際は、反射材用品を着用しましょう。
- ・夕暮れ時に車を運転する際は、早めにライトを点灯しましょう。

### 飲酒運転の根絶

- ・お酒を飲んだら、絶対に車を運転しない。
- ・車を運転する人にはお酒を勧めない。

### 自転車の安全利用の推進

- ・自転車安全利用5則を守りましょう。
- ・自転車の交通ルールと交通マナーを守りましょう。



## 年末交通事故防止県民総ぐるみ運動開始式等を実施します

行事名	日時・場所	内容
開始式	11月30日（金） 午前11時～ 県庁正面駐車場	・県交通対策協議会代表による交通安全宣言 ・自動車パレード 出発式
交通安全キッズパレード	11月30日（金） 午前11時40分～ 広島市中区本通商店街アーケード	交通対策協議会各機関・団体及びたちはな幼稚園児約70名による街頭パレード



## 「飲酒運転根絶宣言店」を募集しています！！

酒類を提供される飲食店を対象に、ドライバーに酒類を提供しないことを宣言（登録）していただくことで、飲酒運転の根絶を目指すものです。

県では、飲酒運転の根絶に向けたこの取組の趣旨に賛同いただける飲食店を募集しています。

詳しくは、県HP（交通安全お助けサイト）もしくは県民活動課（交通安全対策室）までお問い合わせください。  
(Tel. 082-513-2723)

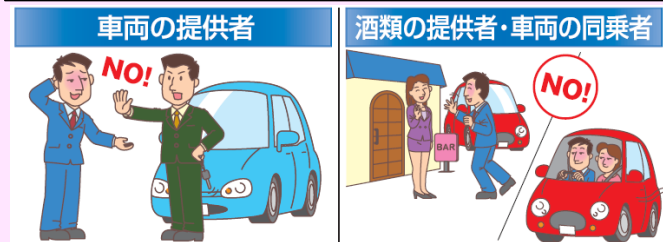


飲酒運転を絶対にしない！させない！

## 飲酒運転の根絶！

飲食事故件数は減少傾向にあるものの、飲酒運転による悲惨な事故は後を絶っていません！  
お酒に強い・弱いに関係なく、飲酒によって身体能力は低下し、交通事故を起こす危険性が著しく高まります。

### 飲酒運転者以外にも厳しい罰があります！



車両提供した場合…5年以下の懲役または100万円以下の罰金  
酒類提供した場合…3年以下の懲役または50万円以下の罰金  
車両同乗した場合…3年以下の懲役または50万円以下の罰金